

# 職員宿舎明渡猶予申請書

国立大学法人 熊本大学長 殿

平成 年 月 日

旧所属部局 \_\_\_\_\_  
級・号給 \_\_\_\_\_ 職 ( ) 級 \_\_\_\_\_ 号給 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日付 \_\_\_\_\_ のため、職員宿舎の入居資格を喪失しましたが、次の理由により、熊本大学職員宿舎規則第16条第1項ただし書の規定による宿舎の明け渡しを猶予願いたく申請します。

1. 理由（具体的、詳細に記入すること）

\_\_\_\_\_

2. 宿舎

| 宿舎名 | 戸番 | 自動車の指定保管場所 | 自動車の使用者 |     |
|-----|----|------------|---------|-----|
|     |    |            | 変更前     | 変更後 |
|     |    |            |         |     |

3. 新勤務先（退職転任等にかかわらず記入すること）

\_\_\_\_\_

4. 宿舎明け渡しに対する措置（自宅新築予定、借家を探す、新勤務先宿舎から貸与等具体的に記入すること）

\_\_\_\_\_

5. 宿舎料給与控除終期  
平成 年 月 日

6. 明渡し期間中の宿舎料の納入方法  
納入告知書の発行を依頼する。

7. 明渡し猶予期間  
平成 年 月 日 から  
平成 年 月 日 まで

## 職員宿舎明渡猶予承認書

上記については、事情やむを得ないものと認め、平成 年 月 日までの期間承認する。

なお、明渡し猶予期間中も使用条件は従来どおりとする。

おって、明渡し猶予期間を経過しても明け渡さないときは、熊本大学職員宿舎規則第16条第3項の規定に基づく損害賠償金を請求することとなりますのでご了解願います。

平成 年 月 日

国立大学法人 熊本大学長